

新学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例

前文における主な関係記述の例

【小学校(中学校, 高等学校, 特別支援学校(小学部・中学部・高等部)も同趣旨)】

教育は, 教育基本法第1条に定めるとおり, 人格の完成を目指し, 平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと, 同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け, 真理を求める態度を養い, 豊かな情操と道徳心を培うとともに, 健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して, その能力を伸ばし, 創造性を培い, 自主及び自律の精神を養うとともに, 職業及び生活との関連を重視し, 勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任, 男女の平等, 自他の敬愛と協力を重んずるとともに, 公共の精神に基づき, 主体的に社会の形成に参画し, その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び, 自然を大切にし, 環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し, それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに, 他国を尊重し, 国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には, こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ, 一人一人の児童(生徒)が, 自分のよさや可能性を認識するとともに, あらゆる他者を価値のある存在として尊重し, 多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え, 豊かな人生を切り拓き, 持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

総則における主な関係記述の例

【中学校(小学校, 特別支援学校(小学部・中学部)も同趣旨)】

第1 中(小)学校教育の基本と教育課程の役割 2(2)

学校における道德教育は、特別の教科である道德(以下「道德科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、(外国語活動、)総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒(児童)の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間として(自己)の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

【高等学校(特別支援学校(高等部)も同趣旨)】

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 2(2)

学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、(略)各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(及び自立活動)(以下「各教科・科目等」という。)(略)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を... (以下、小中学校に同じ)。

総則における主な関係記述の例

【小学校(中学校, 高等学校, 特別支援学校(小学部・中学部・高等部)も同趣旨)】

第4 児童(生徒)の発達支援 1 児童の(調和的な)発達を支える指導の充実

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童(生徒)との信頼関係及び児童(生徒)相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級(ホームルーム)経営の充実を図ること。
- (2) 児童(生徒)が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童(生徒)理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

第5 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- イ 他の小学校(中学校, 高等学校, 特別支援学校)や、幼稚園, 認定こども園, 保育所, (小学校,) 中学校, 高等学校, 特別支援学校(及び大学)などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある(ない)幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 3 学校や学級(ホームルーム)内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動(就業(職場)体験活動)やボランティア活動, 自然体験活動, 地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容(指導)が、児童(生徒)の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

小学校における主な関係記述の例

【特別の教科 道徳】

第2 内容 B 主として人との関わりに関すること

[親切, 思いやり]

〔第3学年及び第4学年〕 相手のことを思いやり, 進んで親切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕 誰に対しても思いやりの心をもち,相手の立場に立って親切にすること。

[友情, 信頼]

〔第3学年及び第4学年〕 友達と互いに理解し, 信頼し, 助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕 友達と互いに信頼し, 学び合って友情を深め, 異性についても理解しながら, 人間関係を築いていくこと。

[相互理解, 寛容]

〔第3学年及び第4学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに, 相手のことを理解し, 自分と異なる意見も大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに, 謙虚な心をもち, 広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

第2 内容 C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重]

〔第5学年及び第6学年〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り, 自他の権利を大切にし, 義務を果たすこと。

[公正, 公平, 社会正義]

〔第3学年及び第4学年〕 誰に対しても分け隔てをせず, 公正, 公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく, 公正, 公平な態度で接し, 正義の実現に努めること。

小学校における主な関係記述の例

【社会】

第2 各学年の目標及び内容〔第6学年〕 2 内容

- (1)ア(ア) 日本国憲法は国家の理想,天皇の地位,国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや,...
- (3)ア(ア) ...スポーツや文化などを通して他国と交流し,異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。

【特別活動】

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(2) 児童及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道徳教育の重点などを踏まえ,各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに,必要に応じて,内容間の関連や統合を図ったり,他の内容を加えたりすることができること。

中学校における主な関係記述の例

【特別の教科 道徳】

第2 内容 B 主として人との関わりに関すること

[思いやり、感謝] 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。

[相互理解、寛容] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

第2 内容 C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神、公德心] 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

[公正、公平、社会正義] 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

中学校における主な関係記述の例

【社会】

第2 各分野の目標及び内容〔公民的分野〕 1 目標

- (1) **個人の尊厳**と**人権の尊重**の意義,特に**自由・権利**と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し,民主主義,民主政治の意義,国民の生活の向上と経済活動との関わり,現代の社会生活及び国際関係などについて,個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに,諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

第2 各分野の目標及び内容〔公民的分野〕 2 内容 C 私たちと政治 (1)ア

- (ア) **人間の尊重**についての考え方を,**基本的人権**を中心に深め,法の意義を理解すること。
- (ウ) 日本国憲法が**基本的人権の尊重**,国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

【特別活動】

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(2) 生徒及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す**道徳教育の重点などを踏まえ**,各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに,必要に応じて,内容間の関連や統合を図ったり,他の内容を加えたりすることができること。

高等学校における主な関係記述の例

【公民】

第2款 各科目 第1 公共 2 内容 A 公共の扉 (1)公共的な空間を作る私たち

ア(イ) 人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在であることについて理解すること。

第2款 各科目 第1 公共 2 内容 A 公共の扉 (3)公共的な空間における基本的原理

ア(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

第2款 各科目 第1 公共 2 内容 B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

高等学校における主な関係記述の例

【公民】

第2款 各科目 第2 倫理 1 目標

人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、広い視野に立ち、**人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念**に基づいて、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (2) 自立した人間として**他者と共によりよく生きる自己の生き方についてより深く思索する力**や、現代の倫理的諸課題を解決するために倫理に関する概念や理論などを活用して、論理的に思考し、思索を深め、説明したり対話したりする力を養う。
- (3) 人間としての在り方生き方に関わる事象や課題について主体的に追究したり、**他者と共によりよく生きる自己を形成しようとしたりする態度**を養うとともに、多面的・多角的な考察やより深い思索を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

第2款 各科目 第3 政治・経済 2 内容 A 現代日本における政治・経済の諸課題 (1)現代日本の政治・経済

ア(ア) 政治と法の意義と機能、**基本的人権の保障**と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

【特別活動】

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(2) 生徒及び学校の実態並びに第1章第7款の1に示す**道德教育の重点などを踏まえ**、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。